日 本国

戦争の

第九条 日 本 一国民 は、 正義と秩序を

基調とする国際平 和 を誠 実に希求

国権 の発動たる戦争と、 武力による

威嚇又は武力の行使は、 国際紛争を

解決する手段としては、 これを永久

に放棄する

前 項 0 目的を達成するため陸海空軍

その他 0 戦力は、 これを保持しな

1の交戦 権は、 これを認め な

玉



事務局 世話人 足立安晧 大野まゆみ

北田喜國

高桑次郎

本千加子

分にわかります。

しかし今の政治を見

反対」を唱えるどころでないことも十

河合九条の会 河合町中山台

木村由美子

中村康子

ダサい年寄りから若者へのお願い

の若者にとつては「ダサい」年寄りで 私は 「九条改憲反対」と叫ぶ、 今時

苛立つ気持ちもよくわかります。 改憲反対」を叫ぶ年寄りたちの行動に もはっきりしない不安な状況に置かれ まならず、 ている若者の現実を知りながら、「九条 た私たちの若い頃と違って、 する年寄りに辟易しているそうです。 何を空疎なことゆうてんねん!」 毎年給料が上がるのが当たり前だっ 調 査によると若者はこの 将来年金を貰えるかどうか 貯金もま 「反対」 لح

という思いでいっぱいなのです。 ちを二度とこんな目にあわせたくない 戦死しました。 た時は涙が出るほど嬉しかった」など 犠牲者が出た」、「もう二度と戦争はし 昭和の戦争のことを繰り返し、繰り返 から次へと戦場に引っ張られ、多くの ついたら戦争になっていて、若者が次 てはならない」、 聞いて育ちました。 しかし私たちは親や先輩から「気が 方、あなた方の現実が 私は自分の子供や孫た 「平和憲法が発布され 私の父も中国で 「九条改憲

> ていると、再び若者が戦地に送られるのではな VI かと気が気ではありません。

です。 安定な状況に追いやられたのは皆さん自身の へ暴走するモラルを失った政治が招いたもの 責任ではありません。それは「戦争のできる国 そもそも多くの若者が非正規雇用と言う不

が好調なのに比べて中小零細企業は疲弊して 勉強し訴えていきます。例えば、今日、大企業 改善されます。そうすれば若い人たちの生活に にすることができれば七割の労働者の生活が の七割を占めています。従って中小企業を元気 も好影響が生まれるはずです。 ます。中小企業に従事する労働者は全労働者 私たち年寄りも「九条改憲反対」だけでは、 若者の苦しい現実を改善するための方策を

11

きません。 悪が実現し きる国」にするため、「日本国憲法九条に自衛 が巨大な権力を握っています。この政権は「福 野党の勢力が弱く、逆に大企業を優遇する政党 しようとしています。 隊を明記し」、さらに「緊急事態条項」を追加 祉より軍拡」を選び、 残念ながら、今はこのような経済政策を持 たら徴兵の法的な可能性も否定で 我が国を再び もし、この二つの憲法改 「戦争ので

思いを理解して下さるようお願いします。 そして我々の「九条改憲反対」に対する切なる どうか政治に関心を持ってください。

足立安皓

憲法とわたし

本
 千加子

なかったからだ。わたしは父を知らない。父が戦争から帰ら

ルソン島北部で戦死した。は生まれ、父はその年の五月にフィリピン・太平洋戦争が終わる昭和二十年一月に私

りされた黒い板が張り付けてあった。柱には菊の紋が入った「遺族の家」と浮き彫ちから奪って行った」と答えた。家の玄関の母親に尋ねた。母は「戦争が父も幸せも私た母親に尋ねた。母は「戦争が父も幸せも私たりは人親の不在の訳を

をしてくれた。
大きくなるにつれ母は私に戦争前後の話労する姿を見て父を奪った戦争を憎んだ。
労する姿を見て父を奪った戦争を憎んだ。

婚だった。 とはいえ穏やかな日々が続い あ ピンのマニラで結婚した。 米軍の空襲がはじまったという。 兄をマニラの病院で産んだ。開戦の予兆は ていた父が母を日本から呼び寄 ったが思いもかけないことだったようだ。 父と母は太平洋戦争が始まる前に そうした日々は長く続かず昭和十九 そして、 日本軍の支配の元、 母は開戦の前日にわたし 通訳などの たとい 現地では戦中 せての結 う。 仕事を フィリ 年か しか

と共に現地召集に応じたという。 た後、 ル 母と三 ソン島 軍の命令で会社を畳 ていた父は昭 部 0 を最 Ш の採 後の船団 和十九 しんだ上 掘と輸 で日 送 年 司 秋 本に帰 の会社 や同 に身 僚

まった。そして父は戦死した。米軍は約束通りルソン島に上陸、激戦がはじサーが言った言葉は有名だが、二十年一月にした時に「アイシャルリターン」とマッカー日本軍がルソン島に上陸して米軍が退却

ます戦争を憎むようになった。母の頬を伝う涙を見ながら、わたしはます

人々の心から消えていくようだっ

少し晴れるように思った。
文を読んで、胸の中に渦巻いていた悔しさがは初めて日本国憲法を知った。憲法九条の前中学生になった時、社会の学習時にわたし

た。この憲法がある限り日本は再び戦争をす戦争の反省の思いがあふれた憲法だと思っ戦争の交襲や戦地で多くの死者を出した

代が増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が、この憲法を世界中に広めるべきだと思った。しかしその後も地球上の各地で戦争は起り続れしかった。戦争を世界中に広めるべきだと思った。か悪しようとする政治家が権力を持ち始めた。わたしの母親も八十八歳の生涯を終えたが、わたしの母親も八十八歳の生涯を終えたが、わたしの母親も八十八歳の生涯を終えたが、おい増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が代が増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が代が増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が代が増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が代が増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が代が増えていく中で戦争に対する恐怖や反省が、

臣になって武器販売に奔走するアメリカに追従たまたいとフィリピンの戦跡を訪ねて、「氷輪の思い出して欲しいとの思いからだった。に思い出して欲しいとの思いからだった。は、という小説を書き出版した。母への鎮魂おきたいとフィリピンの戦跡を訪ねて、「氷輪のおたしは母から伝え聞いた戦争体験を残して

して九条改定を断行しようとしてい

段だとわたしは信じている。と共に人間を救う唯一の手世界に広めることこそ地球反戦のアピールを守り続け、



憲法九条は仏さまの 願 VI

のは、 なる振る舞いもするという意味です。 その中に 親鸞の言葉が紹介されています。 おさば、いかなるふるまいもすべし」という すこともあるべし(略)さるべき業縁のもよ たとされる『歎異抄』という書物があります。 倉時代の僧侶・親鸞の弟子・唯円が書 条件や置かれた環境 「わが心の良くて殺さぬにはあら 害せじと思うとも、 (縁) 百人・千人殺 次第でい 人間という カン

殺人への抵抗や葛藤を奪っていきます。その 争を遂行できません。そこで以降、 ということです。しかしそれでは効率よく戦 それほどまでに殺人に対する抵抗があった も引き金を引くことはなかったといいます。 を発砲したのは15~20%ぐらい アメリカ軍兵士のうち、 です。その方は徴兵され、初年兵として中国 すまでに達したといいます。(『戦争における 練などを通じて「適切な条件付け」を行い、 大陸に送られます。そして、そこで最初にさ ても見られました。あるお寺の総代さん 「人殺し」の心理学』 一適切な環境」を整えることで兵士たちから 兵士はたとえ自分の身に危険が及ぼうと 例えば、第二次世界大戦中、戦場に立った ベトナム戦争では発砲率が9 実際に敵に向って銃 は旧日本軍 米軍は訓 割を超 残り お

> 隣人が、無辜の民を虐殺するなど沢山の人の 果、旧日本軍では、それまで虫一匹すら殺め たそうです。ところがそんな訓練が何度も続 ることが出来なかったような優しい父や兄、 抗もなくなっていったと言います。 方なく、目をつぶり、何も考えずに突き刺し 命令は天皇陛下の命令であり、 身体が動きません。 突き刺すという訓練でした。最初は恐ろしく 命を奪うこととなりました。 くうちに、次第に他人を殺めることに何の抵 たのが、捕まえてきた捕虜を銃剣で しかし、 軍隊では上官の 絶対です。 その結

ます。 えたまま戦後を生きた元日本兵たちが沢 けることが出来ずに、心に大きな 兵や、戦場での出来事を家族の誰にも打ち も続きました。戦後、 あることを、 うな存在にもなれば、「地獄の鬼」 なってしまう。そんな不確かで危うい存在で いました。彼らもまた戦争の犠牲者でした。 ールに溺れ、犯罪に手を染めるベトナム帰還 ストレス障害)に苦しみ、ドラッグやアルコ (縁) によって、それこそ「浄土の仏」のよ このように、 因みに、生き残った兵士たちの戦争は戦後 親鸞 人間というのは、条件や環境 PTSD (心的外傷後 は教えてくれてい 「闇」を抱 にだって 明 Ш

と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求 さて、 憲法第九条は、 日本国民は、 正義

> 武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、 めに、 ています。 海空軍その他の戦力は、これを保持しない。 永久にこれを放棄する」(第1項)と明記し、「陸 を定め、 そのことをよく知っていたからこそ、「鬼」にな とても、 ます。「二度と過ちは繰り返しません」と誓った を、みんなが実体験として知っていたからです。 か?それは、戦争や軍隊は人間をいとも簡単に の国民に支持されてきたのではなぜでしょう 不保持」 の交戦権は、 るような条件や環境 同じ過ちを繰り返してしまうのが私たちです。 私たち人間の良心や信念などはたかが知れてい 「地獄の鬼」に変え、 国権の発、 憲法に さるべき条件や環境 それを護ってきたのだと思います。 を謳う第九条が制定され、 このような「戦争放棄」と「戦力の これを認めない」(第2項)と定め 「戦争放棄」 動たる戦争と、 (縁) 人間を壊してしまうこと を絶対に作らない と「戦力の不保持」 武力による威嚇又は が整えば、 長らく多く

うな、 愚か あります。 体験者の減少とともに、 ったことにしようとするような動きも活発化し 最後になりますが、 さを自覚するとともに、 仏教などの普遍宗教を通して人間の弱さや かつての戦争の負の側面を隠蔽し、なか 更に、 非常に危機的な状況にあると言えま 歷史修正 戦後70 主義」と呼ばれるよ 過去の戦争の歴史 0) 数年が経ち、 記憶も薄れつつ

れぞれの立場で出来ることを頑張っていきまめられている時はありません。それぞれがそを正しく次世代に伝えていくことが今ほど求

浄土真宗本願寺派 光徳寺



住職 藤満 智徳

日本社会が傾いてきた?

という意味もあるからです。利き手は右ですが、「左利き」には「酒を好む」しボールを投げるのも右手ですからいわゆるは「ハイ」と答えます。箸を持つのは右手だは「あなたは左利きですか」と訊かれたら私

どちらに傾いているのでしょうか。
NHK会長もいましたが、さてピサの斜塔は言えない、と言って世間から非難された前の政府が「右」と言っているのに「左」とは

日本社会がどんどん右に傾いているという日本社会がどんどん右に傾いています。九月二四六名は自民党)が所属しています。九月芸の第三次改造内閣には、四七都道府県に本部があり、は、会員四万人、四七都道府県に本部があり、「日本会議国会議員懇談会」には二八〇名の議員(内議国会議員懇談会」には二八〇名の議員(内議国会議員懇談会)が所属しています。

六名の懇談会議員が入閣

してい

ます。

昔から

しました。 閣で傾向は強くなり安倍内閣で一気に加速右に傾く傾向はありましたが、小泉純一郎内

官僚の常識になったのです。
するようになりました。いわゆる「忖度」がは内閣官房の顔色をうかがいながら仕事をなり上級官僚の人事権を掌握した結果、官僚なり上級官僚の人事権を掌握した結果、官僚

間に日本社会は国家権力による監視や抑 0 の一連の安保法制など、あれよあれよという 保護法、共謀罪法、 法、通信傍受法、 育基本法改悪、 国会勢力のもとで、教育の憲法と言われる教 なっていきました。 質的に議員数が力である国会でさらに弱 区制で弱くなった野党は分裂を繰り返し、 下に置かれてしまいました。 連立により政権の安定を図り、一方小選 政党間の不安定を嫌う自民党は公明党 労働基準法改悪、 武力攻擊事態法、 集団的自衛権の容認など 「一強多弱」と言われる 国旗·国家 特定秘 実 猝

憲」です。 事態条項を新規に追加する「改憲」と言う「壊九条に自衛隊を明記すること、恐ろしい緊急この先に安倍政権が狙っているのは、憲法

状況規則条例」を五十年ぶりに発動したので禁止法」を発動しました。香港政府は「緊急長官は「緊急状況規則条例」に基づき「覆面長官は「緊急状況規則条例」に基づき「覆面をですが、林月蛾(キャリー・ラム)

す。

年の間、歴代長官は利用しなかったのです。条例で、民主主義を破壊します。だから五〇を通さずに自由に法律を作ることができるが必要だと判断したら「立法会(日本の国会)

はならないと思います。 安倍政権は、この「緊急事態条項」を 憲 安倍政権は、この「緊急事態条項」を 憲

・・・・・ささくれてくれてくれてくれてくれさささ

「私たちの憲法は古

しょう」。
とうかこの国の素晴らしい憲法を護りま活動している国際的な集まりもあります。文と九条を取り入れようと唱えて勢いよく

高桑次郎